

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	吉政 知広
論文題目	事情変更法理と契約規範		
(論文内容の要旨)			
<p>本書は、私的自治の原則にしたがい、契約制度の意義が私人に規範を設定する権限を与えるところにあるという考え方から、事情変更法理がどのように正当化されるか、その要件及び効果はどのようなものであるべきかという問題を、日本におけるこれまでの議論を踏まえた上で、主としてドイツ法とアメリカ法の分析を通して考察するものである。</p> <p>第1部第1章「契約締結後の事情変動と契約規範」では、当事者によって設定される契約規範と契約内容の変更または契約の解消を認める事情変更法理がどのような関係に立つのかという点について検討している。そこでは、まず、ドイツ法の分析を通じて、当事者は自らの意思表示に拘束されると考えた上で、それを外在的な理由から制約するのが事情変更法理であるというアプローチ（意思表示アプローチ）と、当事者が契約においてどのようなリスクを引き受けているのかという点に着目し、事情変更法理もその意味での当事者が設定した契約規範の内容の確定であると理解するアプローチ（契約規範アプローチ）があることが明らかにされる。その上で、本章では、私的自治の原則を承認する日本法においても、後者の契約規範アプローチが採用されるべきであるという見解が提示される。</p> <p>第1部第2章「契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂」では、契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂がどのような要件の下で認められるべきか、それはどのような根拠に基づいて正当化されるかという点について検討している。そこでは、まず、ドイツ法及びアメリカ法の分析を通じて、契約規範アプローチを前提とすると、契約の改訂を正当化することができるのは、当事者が設定した契約規範に欠缺がある場合、つまり契約により引き受けられていないリスクが発現した場合であることが明らかにされる。その上で、私的自治を可能なかぎり支援し、尊重するという立場からは、その場合の解決を当事者の再交渉に委ねることが考えられるとしても、当事者の機会主義的行動を防ぐためには、再交渉のための手続的ルールを整備するだけでなく、両当事者が事情の変更が生じたことを踏まえて新たに交渉したならば合意したであろう内容に改訂するように裁判所に求める権利を認める必要があるという見解が提示される。</p> <p>第1部第3章「仲裁と契約の改訂」では、国際取引における紛争解決手段として広く利用されている仲裁手続において、契約締結後の事情変動を理由に契約を改訂する権限が仲裁人にも認められるかという問題について検討している。そこでは、契約時の合意を重視する契約観が有力であるのに対して、事情変動に応じて契約内容を柔軟に調整していくことを重視する動きもみられるとし、そうした2つの動きが交錯して現れる理由は国際取引の特性にあることが明らかにされている。</p> <p>第2部では、事情変更法理に隣接する問題として、債権者から債務者に対する履行</p>			

請求がどのような場合に否定されるかという履行請求権の限界の問題を取り上げ、その判断枠組みについて検討している。この問題は、伝統的に履行不能に関する問題として議論されてきたものであるが、契約の本来的な内容の実現が否定されるという側面に着目するならば、契約の内容が変更あるいは制限される場面の一つとして位置づけることが可能であるとされている。

第2部第1章「履行請求権の限界と契約規範」では、履行請求権をめぐる日本の議論に大きな影響を及ぼしてきたドイツ法を取り上げ、2002年の債務法改正に向けた作業において履行請求権に関する規律が改正された経緯を整理・分析し、履行請求権の限界の判断枠組みを明らかにすることを試みている。そこでも、まず、履行請求権が認められるかどうかは契約規範の内容によって決まるのであり、履行請求権の限界も契約規範の内容確定によって決まるという立場を前提とすべきことが明らかにされる。その上で、契約上の義務が認められるかどうかと、その義務に違反した場合にどのような救済が認められるかという問題とは切り離して考えることができるとし、履行請求権は現実の給付を請求する権利であるという特殊性に鑑みて、履行が不能である場合のほか、比例原則に反して著しく大きな費用を要する場合にも、履行請求権の遮断を認める可能性があるという方向性が提示されている。

第2部第2章「ウィーン売買条約における履行請求権の限界」では、大陸法と英米法の垣根を越えた契約法の規律の統一を目指す試みとして大きな成功を収めたウィーン売買条約（CISG）を取り上げ、そこで履行請求権の限界がどのように規定され、それが他の国々でどのように理解されているか、それが日本法にとってどのような意味を持ちうるかということが検討されている。

(続紙 2 )

(論文審査の結果の要旨)

契約が締結されると、その内容は変更されることなく効力を持ち続けるのが原則であるが、その例外として、契約締結後の事情変動を理由に契約内容の変更や契約の解消を認める法理が承認されている。このような事情変更法理はどのように正当化され、その要件及び効果はどのようなものであるべきか。また、債権者は、債務者に対して債務の履行を求める権利を有しているが、一定の場合には、そうした履行請求権は認められるべきではないとされている。その根拠はどこに求められ、どのような場合に履行請求権が否定されるのか。

本論文は、これらの問題の根源が「契約」の捉え方にあるとみて、その内容を定型的に理解した上で外在的な理由から制約するという従来のアプローチに代えて、当事者が契約においてどのようなリスクを引き受けているかという点に着目し、事情変更法理及び履行請求権の限界も当事者が設定した契約規範の内容の確定であると理解するアプローチを採用する。その上で、契約規範ではリスク配分が決められていない場合は、私的自治ないし自律の尊重という観点から、解決を当事者の再交渉に委ねるとしても、当事者の機会主義的行動を防ぐために、両当事者が事情の変更が生じたことを踏まえて新たに交渉したならば合意したであろう内容に改訂するように裁判所に求める権利を認める必要があるとする。また、履行請求権の限界については、契約上の義務が認められるかどうかと、その義務に違反した場合にどのような救済が認められるかという問題とは切り離して考えることができるとし、履行請求権は現実の給付を請求する権利であるという特殊性に鑑みて、履行不能のほか、比例原則に反して著しく大きな費用を要する場合にも、履行請求権の遮断を認める可能性があるとする。

本論文の特徴は、これまで他律的な根拠から認められてきたこれらの問題を私的自治ないし自律の尊重と支援という観点から捉え直す可能性を示したところにある。リスク配分規範まで含めた契約規範の確定という構想は、契約責任一般に波及していくものであり、その射程は大きい。また、法及び裁判所が当事者の権利を保障するという固有の役割を果たすことを通じて、当事者の自律を支援し促進するという構想は、私法制度一般について再検討を促す指針となりうる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、平成28年8月3日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。